

山間部等における森林調査業務に係る
特殊勤務手当の創設について（案）

1. 概 要

山間部等における森林調査業務に係る危険性を鑑み、特殊勤務手当を創設する。

2. 内容

（1）名称

山間部等業務手当

※今回創設する手当と既存の鳥獣捕獲業務手当を合わせて、「山間部等業務手当」として再編

（2）対象職員

建設局防災課及び公園部森林整備事務所に所属する職員

（3）対象業務

森林整備計画策定等のため山間部等に分け入って行う森林調査業務

（4）支給額

日額 300 円

3. 実施時期

令和6年4月1日